

# 食品流通関係貸付制度一覧

## I 株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）

（金利は、平成28年8月20日現在）

資金名	趣旨等	対象者等	対象施設等	貸付利率 (%)	償還(据置)期 間	融資限度額
食品流通改善資金 (食品生産製造提携) ※食品製造課	食品流通構造改善促進法（以下「食流法」という。）第4条第1項に基づく大臣認定を受けた「食品生産製造提携事業」を実施するために必要な長期・低利資金	農林漁業者又はその組織する法人 食品製造業者又はその組織する法人	食品の安定的取引関係確立のための ①農林水産物生産施設 ②農林水産物共同利用施設 ③農地所有適格法人への出資 ④農林漁業関連事業を行う法人の設立のための共同出資 ⑤農林漁業者の所有する食品製造用資産の取得 ⑥①～⑤とあわせて行う食品の製造・加工施設	0.25% (中小特利③-1)	15(3)年	融資率 80%
食品流通改善資金 (食品生産販売提携) ※食品流通課	食流法第4条第1項に基づく大臣認定を受けた「食品生産販売提携事業」を実施するために必要な長期・低利資金	農林漁業者又はその組織する法人 食品販売業者又はその組織する法人	多温度帯流通等に必要の集出荷施設、保管配送施設、販売施設、処理加工施設、情報処理施設	0.25% (中小特利③-1)	15(3)年	融資率 80%
食品流通改善資金 (卸売市場・近代化施設) ※食品流通課	卸売市場の施設等の近代化を図るために必要な長期・低利資金	卸売市場開設者（地方公共団体を除く。） 卸売業者 仲卸業者等	卸売市場の施設、卸売業者等の業務の近代化を図るために必要な施設（売場、倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、従業員宿舍、仲卸店舗設備等）	卸売市場施設（一般） 0.75%～0.85% (中小特利①) 卸売市場施設（特定） 0.40%～0.50% (食品B-2)	25(5)年	融資率 80%
食品流通改善資金 (卸売市場・機能高度化施設) ※食品流通課	食流法第4条第2項に基づく大臣認定を受けた「卸売市場機能高度化事業」を実施するために必要な長期・低利資金	卸売市場開設者（地方公共団体を除く。） 卸売業者 仲卸業者 仲卸業者が組織する事業協同組合等	卸売市場機能高度化事業の実施に必要な施設等（品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設、情報処理施設、卸売市場の業者間の出資等）	0.25% (中小特利③-1)	15(3)年	融資率 80%
食品安定供給施設整備資金 (新規事業育成の特例) ※知的財産課	食流法第4条第5項に基づく大臣認定を受けた「新技術研究開発事業」を実施するために必要な長期・低利資金	食品の製造、加工の事業を営む者又はその組織する法人	食品流通の円滑化等に資する新技術研究開発に必要な設備資金、研究開発資金	特利 0.45% (政策金利Ⅲ)  一般 0.60% (政策金利Ⅱ)	15(3)年	融資率40%
食品安定供給施設整備資金 (食品流通対策) ※食品製造課	食品製造業者等が食料の安定供給の確保に資する事業を実施するために必要な長期・低利資金	食品の製造又は加工の事業を実施する者	食品の流通機能高度化及び高品位流通に必要な集配、保管、分荷、包装、ピッキング、処理加工、集中調理等関連施設、生体活性保持・輸送施設	一般施設 0.75% (政策金利I-i) 高度省力化設備等導入 0.60% (政策金利Ⅱ)	15(3)年	融資率40%

※（株）日本政策金融公庫（農林水産事業）の融資については、平成20年度10月以降、中小企業者に対する償還期限10年超のものに限る。

II 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）

（金利は、平成28年8月10日現在）

資金名	趣旨等	対象者等	対象施設等	貸付利率（%）	償還（据置） 期 間	融資限度額
<p>生鮮食料品等小売業 近代化貸付（食品貸付）</p> <p>※食品流通課</p>	<p>生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化を推進し、あわせて衛生水準の向上に資する事業を実施するために必要な資金</p>	<p>青果小売業、魚介類小売業、米穀小売業、酒類小売業、乳類小売業、茶小売業、パン・菓子小売業、料理品小売業、食品製造小売業、花き小売業、総合食料品小売業を営む者</p>	<p>生鮮食料品等小売業の近代化、合理化を図るために必要な設備資金、創業又は創業後に必要な設備資金等</p>	<p>1.25%～2.35%（基準金利） 0.85%～1.95%（利率A） 0.60%～1.70%（利率B） 0.35%～1.45%（利率C）</p> <p>※貸付利率は、導入する設備等により異なる。</p>	<p>20(2)年</p>	<p>7,200万円 （事業共同組合等：1.1億円）</p>